

現 行

改 正 案

別表第4 (第2条関係)

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

標準事務以外の事務に係る手数料

21 建築基準法に関する手数料

21 建築基準法に関する手数料

名称	事務の区分	金額	
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円	
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>31,000円</u>	
		床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの 1件につき <u>43,000円</u>	
		床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 68,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 221,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 338,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 609,000円		
(略)	(略)	(略)	
(3)の2 構造計算適合性判定手数料	法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>115,000円</u>
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>137,000円</u>
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>151,000円</u>
			床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>191,000円</u>
			床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1の建築物につき <u>323,000円</u>
	構造計算が法第20条第1項第2号の	床面積が1,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>167,000円</u>	

名称	事務の区分	金額	
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円	
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>53,000円</u>	
		床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの 1件につき <u>57,000円</u>	
		床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 68,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 221,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 338,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 609,000円		
(略)	(略)	(略)	
(3)の2 構造計算適合性判定手数料	法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>172,000円</u>
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>196,000円</u>
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>209,000円</u>
			床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>246,000円</u>
			床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1の建築物につき <u>368,000円</u>
	構造計算が法第20条第1項第2号の	床面積が1,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>218,000円</u>	

現 行			
		イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>215,000円</u>
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>248,000円</u>
			床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>324,000円</u>
			床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1の建築物につき <u>590,000円</u>
(4) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>22,000円</u>
		床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>30,000円</u>
		床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 64,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 157,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 242,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 457,000円
(略)		(略)	(略)
(7) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>21,000円</u>
		床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内	1件につき <u>29,000円</u>

改 正 案			
		イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>266,000円</u>
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>290,000円</u>
			床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1の建築物につき <u>364,000円</u>
			床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1の建築物につき <u>609,000円</u>
(4) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>25,000円</u>
		床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>34,000円</u>
		床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 64,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 157,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 242,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 457,000円
(略)		(略)	(略)
(7) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>24,000円</u>
		床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内	1件につき <u>33,000円</u>

現 行			
審査をした建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	のもの		
	床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 147,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 232,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 437,000円	
(8) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>19,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>25,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 53,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
	中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円	
(略)	(略)	(略)	
(22) 建築物の高さの特例認定申請手数料	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査		27,000円
(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案			
審査をした建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	のもの		
	床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 147,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 232,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 437,000円	
(8) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>20,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>27,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 53,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
	中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円	
(略)	(略)	(略)	
(22) 建築物の高さの特例認定申請手数料	法第55条第2項又は <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定</u> に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査		27,000円
(略)	(略)	(略)	(略)

現 行	
備考	<p>1 (1)の款に掲げる床面積の合計は、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の(1)から(4)までに定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 (3)の2の款に掲げる床面積は、次の(1)及び(2)に定める面積とする。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。）当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積</p> <p>(2) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合 それぞれの部分ごとの床面積</p> <p>3 (4)の款及び(7)の款に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4 建築物に関する確認の申請又は建築物に関する計画の通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。</p> <p>5 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。</p> <p>6 中間検査をした建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する完了の通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額（小荷物専用昇降機以外のものにあつては、1基につき18,000円）を加算した金額とする。</p>

改 正 案	
備考	<p>1 (1)の款に掲げる床面積の合計は、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の(1)から(4)までに定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 (3)の2の款に掲げる床面積は、次の(1)及び(2)に定める面積とする。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。）当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積</p> <p>(2) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合 それぞれの部分ごとの床面積</p> <p>3 (4)の款及び(7)の款に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4 建築物に関する確認の申請又は建築物に関する計画の通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。</p> <p>5 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。</p> <p>6 中間検査をした建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する完了の通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額（小荷物専用昇降機以外のものにあつては、1基につき18,000円）を加算した金額とする。</p> <p><u>7 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。）に係る建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であつて、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの（以下備考7において「仕様基準適用住宅」という。）における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した金額とする。</u></p>

現 行

改 正 案

7 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

8 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。以下この部において同じ。）が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

区分	金額

区分	金額
一棟の建築物で住戸数が1の住宅（以下この部において「一戸建ての住宅」という。）の場合	19,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
一戸建ての住宅以外の場合	34,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	62,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	170,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	500,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	881,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	

区分	金額
住宅部分（建築物）	4,500円
エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。）のみを有する建築物（以下この部において「住宅建築物」という。）である場合	9,000円
一戸建ての住宅の場合	19,000円
一戸建ての住宅以外の場合	43,000円
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	78,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	125,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	189,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	

現 行

改 正 案

22～66 (略)

67 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この部において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この部において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この部において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「認定計画」という。)に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この部において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合(2)の款及び(3)の款において「他の計画記載建築物の場合」という。)

22～66 (略)

67 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額		
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この部において「法」という。)第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この部において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この部において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この部において「省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)のみを有する建築物(以下この部において「住宅建築物」という。)に係る確保計画である場合	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅(以下この部において「一戸建ての住宅」という。)の場合 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,100円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 63,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 97,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 156,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未	220,000円

現 行	
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 22,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 151,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 198,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 239,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 352,000円
その他の場合	

改 正 案	
第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。)	方メートル未満のもの 22,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 35,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 103,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 151,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 198,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 239,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 352,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 19,000円
その他の場合	住宅建築物に 一戸建ての住 省令第1条第1項第2号イ 床面積の合計が200平方メートル

新旧対照表

(使用料及び手数料徴収条例)

現 行							

改 正 案							
						計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,798,000円
						住宅建築物以外の建築物に係る確保計画である場合	
					住宅部分	全ての住戸が仕様基準による場合	
						床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	170,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	308,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	500,000円
						床面積の合計が50,000	881,000円

新旧対照表

現 行		
	いて「モデル建物基準」という。)による場合	この部において「工場等」という。)の場合にあっては、 32,000円)
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円（工場等の場合にあっては、 46,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円（工場等の場合にあっては、 118,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円（工場等の場合にあっては、 168,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円（工場等の場合にあっては、 216,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円（工場等の場合にあっては、 260,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円（工場等の場合にあっては、 379,000円)
	その他の場合	
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円（工場等の場合にあっては、

(使用料及び手数料徴収条例)

改 正 案		
	平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円（工場等の場合にあっては、 46,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円（工場等の場合にあっては、 118,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円（工場等の場合にあっては、 168,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円（工場等の場合にあっては、 216,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円（工場等の場合にあっては、 260,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円（工場等の場合にあっては、 379,000円)
	その他の場合	
	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>238,000円（工場等の場合にあっては、 26,000円)</u>
	床面積の合計が300平方メートル	300,000円（工場等の場合にあっては、

現 行					
					37,000円)
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(工場等の場合にあっては、51,000円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円(工場等の場合にあっては、125,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円(工場等の場合にあっては、175,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円(工場等の場合にあっては、224,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円(工場等の場合にあっては、270,000円)
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円(工場等の場合にあっては、390,000円)
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分という。以下この部において同じ。)の変更しようとする部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積(算出		<u>12,000円</u>

改 正 案					
					以上1,000平方メートル未満のもの
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(工場等の場合にあっては、51,000円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円(工場等の場合にあっては、125,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円(工場等の場合にあっては、175,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円(工場等の場合にあっては、224,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円(工場等の場合にあっては、270,000円)
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円(工場等の場合にあっては、390,000円)
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。)に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額		

現 行						
適合性 判定申 請手 数料	対する審査			方法の変更を伴う場合 にあつては、 <u>変更後の算 出方法で評価する建築 物の床面積を含む。以下 この款、(3)の款、(5) の款及び(6)の款におい て同じ。)の合計が300 平方メートル未満のも の</u>		
				<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル以 上のもの</u>	<u>変更部分の床 面積に応じ、 (1)の款に定め る金額に相当 する額</u>	
		その他の場 合	モデル建物 基準による 場合		<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル未 満のもの</u>	93,000円(工場 等の場合にあ つては、22,000 円)
					<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル以 上のもの</u>	<u>変更部分の床 面積に応じ、 (1)の款に定め る金額に相当 する額</u>
			その他の場 合		<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル未 満のもの</u>	238,000円(工 場等の場合に あつては、 26,000円)
					<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル以 上のもの</u>	<u>変更部分の床 面積に応じ、 (1)の款に定め る金額に相当 する額</u>
(3) 建築 物エネ ルギー 消費性 能確保 計画軽 微変更 該当証 明申請 手数料	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関する法律施行 規則(平成 28年国土交 通省令第5 号。以下こ の部において「施行規 則」とい う。)第11 条の規定に 基づく確保 計画の変更 が軽微な変 更に該当し ている旨の 証明の申請	他の計画記載建築物の場 合	<u>確保計画に係る非住宅 部分の変更した部分(以 下この款において「変更 部分」という。)の床面 積の合計が300平方メ ートル未満のもの</u>	12,000円		
				<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル以 上のもの</u>	<u>変更部分の床 面積に応じ、 (1)の款に定め る金額に相当 する額</u>	
		その他の場 合	モデル建物 基準による 場合	<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル未 満のもの</u>	93,000円(工場 等の場合にあ つては、22,000 円)	
					<u>変更部分の床面積の合 計が300平方メートル以 上のもの</u>	<u>変更部分の床 面積に応じ、 (1)の款に定め る金額に相当 する額</u>

改 正 案					
適合性 判定申 請手 数料	対する審査				
			その他の場 合		<u>変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相 当する額</u>
(3) 建築 物エネ ルギー 消費性 能確保 計画軽 微変更 該当証 明申請 手数料	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関する法律施行 規則(以下 この部にお いて「施行 規則」とい う。)第13 条の規定に 基づく確保 計画の変更 が軽微な変 更に該当し ている旨の 証明の申請 に対する審査	他の計画記 載建築物の 場合	<u>確保計画に係る建築物の変更した部分(以下この款に おいて「変更部分」という。)の床面積に応じ、(1) の款に定める金額に相当する額</u>		
		その他の場 合			<u>変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相 当する額</u>

現 行						
	に対する審査		その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(工場等の場合にあつては、26,000円)	
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	知事が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)のみに有する建築物(以下この部において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画である場合	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅(以下この部において「一戸建ての住宅」という。)の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
				一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7,400円
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	
				住宅建築物以外の建築物に係る性能	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		床面積の合計が300	28,000円			

改 正 案						
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	知事が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
				一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7,400円
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	
				住宅建築物以外の建築物に係る性能	住宅建築物以外の建築物に係る性能	住宅部分
			床面積の合計が300	28,000円		

現 行			
	向上計画 である場 合	平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	
		床面積の合計が 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	165,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	234,000円
		床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	368,000円
		非住宅部 分	床面積の合計が300 平方メートル未満 のもの
		床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル 未満のもの	22,000円
		床面積の合計が 1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	151,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	198,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方	239,000円

改 正 案			
	向上計画 である場 合	平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	
		床面積の合計が 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	165,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	234,000円
		床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	368,000円
		非住宅部 分	床面積の合計が300 平方メートル未満 のもの
		床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル 未満のもの	22,000円
		床面積の合計が 1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	151,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	198,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方	239,000円

現 行					
				メートル未満のもの	
				床面積の合計が	352,000円
				50,000平方メートル以上のもの	
その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準 (以下この部において「誘導仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
				その他の場合	37,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	全ての住戸が誘導仕様基準	床面積の合計が300平方	37,000円

改 正 案					
				メートル未満のもの	
				床面積の合計が	352,000円
				50,000平方メートル以上のもの	
その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準 (以下この部において「誘導仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
				<u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準</u> (以下この部において「 <u>誘導仕様・計算併用法</u> 」という。)による場合	<u>27,000円</u>
				<u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>30,000円</u>
		その他の場合		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	全ての住戸が誘導仕様基準	床面積の合計が300平方	37,000円

新旧対照表

(使用料及び手数料徴収条例)

現 行						
				の場合	による場 合	
					メートル未満のもの	
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
					床面積の合計が50,000	940,000円

改 正 案						
				の場合	による場 合	
					メートル未満のもの	
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
					床面積の合計が50,000	940,000円

新旧対照表

現 行						
					5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	604,000円
					床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
					床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合		床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平	126,000円

(使用料及び手数料徴収条例)

改 正 案						
					5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	604,000円
					床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
					床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合		床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平	126,000円

新旧対照表

(使用料及び手数料徴収条例)

現 行	
方メートル未満のもの	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円

改 正 案	
方メートル未満のもの	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
<u>全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合</u>	
<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>52,000円</u>
<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>90,000円</u>

新旧対照表

(使用料及び手数料徴収条例)

現 行			
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及	床面積の合計が 300平方	93,000円

改 正 案			
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及	床面積の合計が 300平方	93,000円

新旧対照表

(使用料及び手数料徴収条例)

現 行			
		びロ(2)に規定する基準による場合	メートル未満のもの
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
			119,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			158,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル
			482,000円

改 正 案			
		びロ(2)に規定する基準による場合	メートル未満のもの
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
			119,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			158,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル
			482,000円

新旧対照表

(使用料及び手数料徴収条例)

現 行						
					ル以上 50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	300,000円
					床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	689,000円

改 正 案						
					ル以上 50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	300,000円
					床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	689,000円

現 行						
					もの 床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	935,000円
					床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額		
(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更 _{に該当している旨の証明の申請に対する審査}			性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額		
(7) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の	知事が定める機関により作成された法第2条第1項第	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円
				一戸建ての住宅以	床面積の合計が300平方メートル未満	12,000円

改 正 案						
					もの 床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	935,000円
					床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額		
(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第28条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更 _{に該当している旨の証明の申請に対する審査}			性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額		

		現 行	
申請（以下この部において「基準適合認定申請」という。）に対する審査	3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	外の住宅の場合	<p>のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>28,000円</p>
			<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>66,000円</p>
			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>103,000円</p>
			<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>165,000円</p>
			<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p> <p>234,000円</p>
			<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p> <p>368,000円</p>
	住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>12,000円</p>
			<p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>28,000円</p>
			<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>66,000円</p>
			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>103,000円</p>
			<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>165,000円</p>
			<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p> <p>234,000円</p>
			<p>床面積の合計が</p>
			<p>床面積の合計が</p> <p>368,000円</p>

改 正 案	

現 行					
				50,000平方メートル以上のもの	
		非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円

改 正 案	

現 行			
	下この部 において 「仕様基 準」とい う。)に よる場合		
	その他の 場合	床面積の 合計が 200平方 メートル 未満のも の	37,000円
		床面積の 合計が 200平方 メートル 以上のも の	42,000円
一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	全ての住 戸がモデ ル住宅基 準又は仕 様基準に よる場合	床面積の 合計が 300平方 メートル 未満のも の	37,000円
		床面積の 合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メー トル未 満のも の	66,000円
		床面積の 合計が 2,000平 方メー トル以 上 5,000平 方メー トル未 満のも の	126,000円
		床面積の 合計が 5,000平 方メー トル以 上 10,000平 方メー トル未 満のも の	181,000円
		床面積の	328,000円

改 正 案	

現 行	
	<p>合計が 10,000平 方メー トル以 上 25,000平 方メー トル未 満の もの</p>
	<p>床面積の 合計が 25,000平 方メー トル以 上 50,000平 方メー トル未 満の もの</p> <p>533,000円</p>
	<p>床面積の 合計が 50,000平 方メー トル以 上の もの</p> <p>940,000円</p>
その他の 場合	<p>床面積の 合計が 300平方 メートル 未満の もの</p> <p>74,000円</p>
	<p>床面積の 合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メー トル未 満の もの</p> <p>126,000円</p>
	<p>床面積の 合計が 2,000平 方メー トル以 上 5,000平 方メー トル未 満の もの</p> <p>222,000円</p>
	<p>床面積の 合計が 5,000平 方メー トル以 上</p> <p>310,000円</p>

改 正 案	

現 行	
	<p>床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">181,000円</p>
	<p>床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">328,000円</p>
	<p>床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">533,000円</p>
	<p>床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの</p> <p style="text-align: right;">940,000円</p>
その他の場合	<p>床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">74,000円</p>
	<p>床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">126,000円</p>
	<p>床面積の合計が 2,000平方メートル</p> <p style="text-align: right;">222,000円</p>

改 正 案	

現 行	
	<p>ル以上 5,000平 方メー トル未 満の もの</p> <p>床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上</p> <p>10,000 平方メ ートル 未満の もの</p> <p>床面積 の合計 が10,000 平方メ ートル 以上</p> <p>25,000 平方メ ートル 未満の もの</p> <p>床面積 の合計 が25,000 平方メ ートル 以上</p> <p>50,000 平方メ ートル 未満の もの</p> <p>床面積 の合計 が50,000 平方メ ートル 以上の もの</p> <p>非住宅部 分</p> <p>モデル建 物基準に よる場合</p> <p>床面積 の合計 が300平 方メー トル未 満の もの</p> <p>床面積 の合計 が300平 方メー トル 以上</p> <p>1,000平 方メー トル未 満の</p>
	310,000円
	604,000円
	1,045,000円
	1,923,000円
	93,000円
	119,000円

改 正 案	

現 行	
もの 床面積の 合計が 1,000平 方メー トル以 上 2,000平 方メー トル未 満の もの	158,000円
もの 床面積の 合計が 2,000平 方メー トル以 上 5,000平 方メー トル未 満の もの	264,000円
もの 床面積の 合計が 5,000平 方メー トル以 上 10,000平 方メー トル未 満の もの	339,000円
もの 床面積の 合計が 10,000平 方メー トル以 上 25,000平 方メー トル未 満の もの	415,000円
もの 床面積の 合計が 25,000平 方メー トル以 上 50,000平 方メー トル未 満の もの	482,000円
もの 床面積の 合計が 50,000平 方メー トル以 上の もの	644,000円

改 正 案	

現 行						
					その他の 場合	床面積の 合計が 300平方 メートル 未満のも の 238,000円
						床面積の 合計が 300平方 メートル 以上 1,000平 方メー トル未 満のも の 300,000円
						床面積の 合計が 1,000平 方メー トル以 上 2,000平 方メー トル未 満のも の 388,000円
						床面積の 合計が 2,000平 方メー トル以 上 5,000平 方メー トル未 満のも の 563,000円
						床面積の 合計が 5,000平 方メー トル以 上 10,000平 方メー トル未 満のも の 689,000円
						床面積の 合計が 10,000平 方メー トル以 上 25,000平 方メー トル未 満のも の 823,000円
						床面積の 935,000円

改 正 案	

現 行

改 正 案

合計が 25,000平 方メー トル以 上 50,000平 方メー トル未 満の もの	
床面積 の合計 が 50,000 平方メ ートル 以上の もの	1,187,000円

- 備考 1 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の款に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。
- 2 性能向上計画の認定の申請に法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
- (1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

- 備考 1 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の款に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。
- 2 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
- (1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額